

佐倉市八街市酒々井町消防組合建設工事請負業者等指名停止措置要領

制 定 平成19年 6月 1日

施 行 平成19年 6月 1日

最終改正 平成30年 4月 1日

(目的)

第1条 この要領は、佐倉市八街市酒々井町消防組合管理者（以下「管理者」という。）が契約する契約事務の厳正な執行を確保するため、工事又は製造その他の請負契約及び物件の買入れその他の契約（以下「公共事業」という。）において、佐倉市八街市酒々井町消防組合契約事務要綱（平19年組合要綱第4号。以下「契約事務要綱」という。）第22条第1項に規定する佐倉市八街市酒々井町消防組合一等（指名）競争入札参加業者資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に登録された者（以下「有資格業者」という。）の指名停止等の措置に関し、法令に特別の定めがあるもののほか、契約事務要綱第44条の規定により、必要な事項を定めるものとする。

(指名停止)

第2条 管理者は、有資格業者が別表第1各号又は別表第2各号（以下「別表各号」という。）に掲げる措置要件のいずれかに該当するときは、情状に応じて別表各号に定めるところにより期間を定め、あらかじめ、佐倉市八街市酒々井町消防組合入札参加資格審査会規程（平成12年組合訓令第1号）第1条に規定する佐倉市八街市酒々井町消防組合入札参加資格審査会（以下「審査会」という。）に諮り、当該有資格業者について指名停止を行うものとする。ただし、次に掲げる場合は、審査会に諮ることなく、指名停止を行うものとする。

(1) 千葉県公共工事契約業務連絡協議会より、当該有資格業者について指名停止の通知があった場合

(2) 別表各号において、指名停止に係る期間に裁量の余地が無い場合

2 管理者が指名停止を行ったときは、公共事業の契約のための競争入札を行うに際し、当該指名停止に係る有資格業者を指名してはならない。当該指名停止に係る有資格業者を現に指名しているときは、指名を取り消すものとする。

(下請負人及び共同企業体に関する指名停止)

第3条 管理者は、前条第1項の規定により指名停止を行う場合において、当該指名停止について責めを負うべき有資格業者である下請負人があることが明らかになったときは、当該下請負人について、情状に応じて別表各号に定めるところにより期間を定め、指名停止を併せて行うものとする。

2 管理者は、前条第1項の規定により共同企業体について指名停止を行うときは、当該共同企業体の有資格者である構成員（明らかに当該指名停止について責めを負わないと認められる者を除く。）について、当該共同企業体の指名停止の期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、指名停止を併せて行うものとする。

3 管理者は、前条第1項又は前各項の規定による指名停止に係る有資格業者を構成員に含む共同企業体について、当該指名停止の期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、指名停止を行うものとする。

（指名停止の期間の特例）

第4条 有資格業者が一の事案により別表各号の措置要件の二以上に該当したときは、当該措置要件ごとに規定する期間の短期及び長期の最も長いものをもってそれぞれ指名停止の期間の短期及び長期とする。

2 有資格業者が、次の各号の一に該当することとなった場合における指名停止の期間の短期は、それぞれ別表各号に定める短期の2倍（当初の指名停止の期間が1か月に満たないときは、1.5倍）の期間とする。

(1) 別表第1各号又は別表第2各号の措置要件に係る指名停止の期間の満了後1か年を経過するまでの間（指名停止の期間中を含む。）に、それぞれ別表第1各号又は別表第2各号の措置要件に該当することとなったとき。

(2) 別表第2第1号から第3号まで又は第4号から第7号までの措置要件に係る指名停止の期間の満了後3か年を経過するまでの間に、それぞれ同表第1号から第3号まで又は第4号から第7号までの措置要件に該当することとなったとき（前号に掲げる場合を除く。）。

3 管理者は、有資格業者について情状酌量すべき特別の事由があるため、別表各号、前各項及び第5条第1号の規定による指名停止の期間の短期未満の期間を定める必要があるときは、指名停止の期間を当該短期の2分の1の期間（第5条第1号に該当する場合にあっては、別表第2第6号、第10号又は第12号に定める短期を限度とする。）まで短縮することができる。

4 管理者は、有資格業者について、極めて悪質な事由があるため又は極めて重大な結果を生じさせたため、別表各号及び第1項の規定による長期を超える指名停止の期間を定める必要があるときは、指名停止の期間を当該長期の2倍（当該長期の2倍が24か月を超える場合は24か月）まで延長することができる。

5 管理者は、指名停止の期間中の有資格業者について、情状酌量すべき特別の事由又は極めて悪質な事由が明らかとなったときは、別表各号、前各項及び第5条に定める期間の範囲内で指名停止の期間を変更することができる。この場合において、当初の

指名停止期間が満了しているときは、当初の指名停止期間を変更したと想定した場合の期間から、当初の指名停止期間を控除した期間をもって、新たに指名停止を行うことができるものとする。

6 管理者は、指名停止の期間中の有資格業者が、当該事案について責めを負わないことが明らかとなったと認めたときは、当該有資格業者について指名停止を解除するものとする。

7 管理者は、第5項の規定により指名停止の期間を変更するとき及び前項の規定により指名停止の解除を行うときは、あらかじめ審査会に諮るものとする。

(独占禁止法違反等の不正行為に対する指名停止の期間の特例)

第5条 管理者は、第2条第1項の規定により情状に応じて別表各号に定めるところにより指名停止を行う際に、有資格業者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）違反等の不正行為により次の各号のいずれかに該当することとなった場合（第4条第2項の規定に該当することとなった場合を除く。）には、それぞれ当該各号に定める期間を指名停止の期間の短期とする。

- (1) 談合情報を得た場合、又は佐倉市八街市酒々井町消防組合（以下「当組合」という。）職員が談合があると疑うに足りる事実を得た場合で、有資格業者から当該談合を行っていないとの誓約書が提出されたにもかかわらず、当該事案について、別表第2第4号又は第6号に該当したときは、それぞれ当該各号に定める短期の2倍の期間
- (2) 別表第2第4号から第7号までに該当する有資格業者（その役員又は使用人を含む。）について、独占禁止法違反に係る確定判決若しくは確定した排除措置命令若しくは課徴金納付命令又は競売等妨害若しくは談合に係る確定判決において、当該独占禁止法違反又は競売等妨害若しくは談合の首謀者であることが明らかになったとき（前号に掲げる場合を除く。）は、それぞれ当該各号に定める短期の2倍の期間
- (3) 別表第2第4号又は第5号までに該当する有資格業者について、独占禁止法第7条の2第6項の規定の適用があったとき（前二号に掲げる場合を除く。）は、それぞれ当該各号に定める短期の2倍の期間
- (4) 入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律（平成14年法律第101号）第3条第4項に基づく各省各庁の長等による調査の結果、入札談合等関与行為があり、又はあったことが明らかになったときで、当該関与行為に関し、別表第2第4号又は第5号までに該当する

有資格業者に悪質な事由があるとき（第1号又は第2号までの規定に該当することとなった場合は除く。）は、それぞれ当該各号に定める短期に1か月加算した期間

- (5) 当組合又は他の公共機関の職員が、競売入札妨害（刑法（明治40年法律第45号）第96条の6第1項に規定する罪をいう。以下同じ。）又は談合（刑法第96条の6第2項に規定する罪をいう。以下同じ。）の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたときで、当該職員の容疑に関し、別表第2第6号又は第7号に該当する有資格業者に悪質な事由があるとき（第1号又は第2号の規定に該当することとなった場合は除く。）は、それぞれ当該各項に定める短期に1か月加算した期間

（指名停止の効力の存続）

第6条 指名停止期間が資格者名簿の有効期間を超える場合においても、指名停止の効力は存続するものとする。

（指名停止の通知）

第7条 管理者は、第2条第1項若しくは第3条各項の規定により指名停止を行い、第4条第5項により指名停止の期間を変更し、又は同条第6項の規定により指名停止を解除したときは、当該有資格業者に対し遅滞なく書面により通知するものとする。

- 2 管理者は、前項の規定により指名停止の通知をする場合において、当該指名停止の事由が当組合の発注した公共事業に関するものであるときは、必要に応じ改善措置の報告を徴するものとする。

（随意契約の相手方の制限）

第8条 指名停止の期間中の有資格業者を随意契約の相手として選択することは、原則としてしないものとする。ただし、現に契約の準備をしている場合、継続性を必要とする場合、当組合に不利益となる場合及び緊急な場合等特別な事由がある場合はこの限りではない。

（下請等の禁止）

第9条 管理者は、指名停止の期間中の有資格業者が当組合の発注する公共事業の全部若しくは一部を下請し、若しくは受託することを承認してはならない。

（指名停止に至らない事由に関する措置）

第10条 管理者は、指名停止を行わない場合において、必要があると認めるときは、当該有資格業者に対し、書面又は口頭で警告又は注意の喚起を行うことができる。

- 2 前項の規定にかかわらず、管理者は、その内容を審査会に諮り、当該地方自治法第234条第1項に規定する指名競争入札に係る指名の保留を行うことができるものとする。

3 前項の規定により指名の保留をする場合は、第2条の規定を準用するものとする。

(指名停止の公表)

第11条 管理者は、第2条第1項の規定により指名停止の措置を行ったときは、当該有資格業者名等を公表するものとする。

(情報公開等)

第12条 前条に規定する公表は、公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針（平成18年5月23日閣議決定）第2の3（4）の規定により、本要領のほか、指名停止の相手方の名称、期間、理由等を契約担当課において、掲示又は閲覧の方法によりこれを公表するものとする。

2 前項に規定する公表は、当組合ホームページ等電磁的な方法によりこれを行うことができるものとする。

(準用規定)

第13条 指名停止等の措置に関しては、構成する市町の措置等を準用することができるものとする。

(補則)

第14条 この要領に定めのない事項及び疑義が生じた場合は、その都度審査会に諮り、定めるものとする。

附 則

この要領は、平成19年6月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成30年4月1日から施行する。

別表第 1

事故等に基づく措置基準

措 置 要 件	期 間
(虚偽記載) 1 当組合が発注する事業の契約に係る一般競争入札及び指名競争入札において、競争入札参加資格確認申請書、競争参加資格確認資料その他の入札前の調査資料に虚偽の記載をし、事業の契約の相手方として不適切であると認められるとき。(重大なものを除く。)	当該認定をした日から 1 か月以上 6 か月以内
(過失による粗雑事業) 2 当組合が発注した事業(以下この表において、「組合発注事業」という。)の実施に当たり、過失により事業を粗雑にしたと認められるとき(かしが軽微であると認められるときを除く。) 3 組合発注事業以外の千葉県内における事業(以下この表において、「一般事業」という。)で前号に掲げるものの以外のものの実施に当たり、過失により事業を粗雑にした場合において、かしが重大であると認められるとき。	当該認定をした日から 1 か月以上 6 か月以内 当該認定をした日から 1 か月以上 3 か月以内
(契約違反) 4 現場代理人等が事業の現場に常駐していないと認められるとき若しくは一括下請負に付した又は一括下請負をしたと認められるとき。 5 下請代金又は住民等に与えた損害等に関する紛争の解決に誠意をもって当たらなかったと認められるとき。 6 前 2 号及び第 2 号に掲げるもののほか、組合発注事業の実施に当たり、契約に違反し、公共事業の契約の相手方として不適切であると認められるとき。	当該認定をした日から 1 か月以上 6 か月以内 当該認定をした日から 1 か月以上 3 か月以内 当該認定をした日から 2 週間以上 4 か月以内
(安全管理措置の不適切により生じた公衆損害事故) 7 組合発注事業の実施に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害(軽微なものを除く。)を与えたと認められるとき。 8 一般事業の実施に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ又は損害を与えた場合において、当該事故が重大であると認められるとき。	当該認定をした日から 1 か月以上 6 か月以内 当該認定をした日から 1 か月以上 3 か月以内

(安全管理措置の不適切により生じた事業関係者事故) 9 組合発注事業の実施に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、該当事業の関係者に死亡者若しくは負傷者を生じさせたと認められるとき。 ア 軽微な過失により、負傷者が発生したとき。 イ 軽微な過失により、死亡者が発生したとき。(同時に負傷者が発生したときを含む。) ウ 重大な過失により、死亡者又は負傷者が発生したとき。 10 一般事業の実施に当たり、安全管理の措置が不適であったため、当該事業の関係者に死亡者又は負傷者を生じさせた場合において、当該事故が重大であると認められるとき。	当該認定をした日から 2週間以上1か月以内 当該認定をした日から 1か月以上2か月以内 当該認定をした日から 2か月以上4か月以内 当該認定をした日から 2週間以上2か月以内
(倫理に関すること等) 11 有資格業者等若しくはその依頼を受けた者が、当組合庁舎内若しくはその他の場所において、当組合職員に対し大声で暴言を吐き若しくは脅迫めいた言動で威圧し、契約相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から 12か月以上24か月以内

別表第2

贈賄及び不正行為等に基づく措置基準

措 置 要 件	期 間
(贈賄)	
1 次のア、イまたはウに掲げる者が、当組合職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。	逮捕又は公訴を知った日から
ア 有資格業者である個人又は有資格業者である法人の代表権を有する役員（代表権を有すると認めるべき肩書を付した役員及び契約締結等を受任した者を含む。以下「代表役員等」という。）	24か月以内
イ 有資格業者の役員又はその支店若しくは営業所（常時建設工事等の契約を締結する事務所をいう。）を代表する者でイに掲げる者以外のもの（以下「一般役員等」という。）	12か月以内
ウ 有資格業者の使用人でロに掲げる者以外のもの（以下「使用人」という。）	9か月以内
2 次のア、イまたはウに掲げる者が千葉県及び近県（東京都、神奈川県、埼玉県、茨城県、群馬県及び栃木県をいう。以下この表において同じ。）の区域内の他の公共機関の職員に対して行った贈賄の容疑によって逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。	逮捕又は公訴を知った日から
ア 代表役員等	3か月以上9か月以内
イ 一般役員等	2か月以上6か月以内
ウ 使用人	1か月以上3か月以内
3 次のアまたはイに掲げる者が前号に掲げる区域外の他の公共機関の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。	逮捕又は公訴を知った日から
ア 代表役員等	3か月以上9か月以内
イ 一般役員等	1か月以上3か月以内
4 組合発注事業に携わる下請負人等が、当組合職員に対し、贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。	当該認定をした日から
当該事業の元請人に対して	2か月以上6か月以内

(独占禁止法違反) 5 千葉県及び近県の区域内において、業務に関し私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条又は第8条第1項第1号に違反し、公共事業の契約の相手方として不適切であると認められるとき。（次号に掲げる場合を除く。） 6 組合発注事業に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1項第1号に違反し、公共事業の契約の相手方として不適切であると認められるとき。 7 第5号に掲げる区域外において、他の公共機関が発注した事業に関し、代表役員等又は一般役員等が、独占禁止法第3条又は第8条第1項第1号に違反し、刑事告発を受けたとき。	当該認定をした日から 2か月以上9か月以内 当該認定をした日から 3か月以上12か月以内 刑事告発を知った日から 1か月以上9か月以内
(競売入札妨害又は談合) 8 千葉県及び近県の区域内において、他の公共機関が発注した事業に関し、一般役員等又は使用人が競売入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。 9 前号に掲げる区域外において、他の公共機関が発注した事業に関し、一般役員等が競売入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。 10 組合発注事業に関し、一般役員等又は使用人が競売入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。 11 他の公共機関が発注する事業に関し、代表役員等が競売入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。 12 組合発注事業に関し、代表役員等が競売入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。	逮捕又は公訴を知った日から2か月以上12か月以内 逮捕又は公訴を知った日から1か月以上12か月以内 逮捕又は公訴を知った日から3か月以上12か月以内 逮捕又は公訴を知った日から3か月以上12か月以内 逮捕又は公訴を知った日から4か月以上12か月以内

(建設業法違反行為) 1 3 組合発注事業において、建設業法（昭和24年法律第100号。以下同じ。）の規定に違反し、工事の請負契約の相手方として不適切であると認められるとき。 1 4 千葉県及び近県の区域において、建設業法の規定に違反し、工事の請負契約の相手方として不適切であると認められるとき。	当該認定をした日から 2か月以上9か月以内 当該認定をした日から 1か月以上9か月以内
(その他の不正又は不誠実な行為) 1 5 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、公共事業の契約の相手方として不適切であると認められるとき。 1 6 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、代表役員等が禁固以上の刑に当たる犯罪の容疑により公訴を提起され、又は禁固以上の刑若しくは刑法（明治40年法律第45号）の規定による罰金刑を宣告され、公共事業の契約の相手方として不適切であると認められるとき。	当該認定をした日から 1か月以上9か月以内 当該認定をした日から 1か月以上9か月以内